

(ア) 事業内容

現下の厳しい雇用情勢の中、婦人保護施設等の退所者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO等に委託して行う。

(イ) 就業支援チーム

婦人相談所と連携して活動する就業支援チームを設置することにより、婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所の退所（予定）者の就業を支援する。

カ ひとり親家庭等に対する在宅就業支援

(ア) 事業内容

ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践する。

(イ) 資金交付までの手続きについて

本事業については、安心こども基金を活用して実施する他の事業とは異なり、事業を実施する地方自治体（都道府県又は市）から、事業計画及び事業の実施に要する費用について協議（市にある場合は、都道府県を経由）を頂き、それらを審査した上で、個別に必要額を安心こども基金に交付することとしている。

別紙のイメージ図は事業の一例であるが、今後、調査を実施してからモデル事例や付帯的事業の範囲等について整理し、9月上旬から中旬を目途に詳細の説明会を開催する予定であるが、原則として、12月の地方議会で補正予算等の手続きをお取りいただくことを想定しているので、照会等については、随時お寄せいただきたい。

キ その他

(ア) 母子寡婦福祉貸付金の拡充

母子寡婦福祉貸付金については、生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、貸付利率の引下げや貸付条件の見直し等を行う

関係政省令が6月5日公布・施行され、以後の申請に係る貸付けについて適用することとしているので、母子家庭の母等への周知など制度の円滑な施行に取り組んでいただくようお願いする。

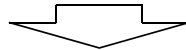
なお、拡充後においても、貸付けに際しては、経済的自立の助成等を図るという本貸付金の趣旨を踏まえ、償還計画の内容等について適正に審査をした上で貸付けを行う必要があることについて改めてご留意いただきたい。

<貸付利率の引下げ>

【現 行】

- ・事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金（知識技能を習得している者、医療又は介護を受けている者に係るもの等に限る。）、就学支度資金
：無利子
- ・生活資金（知識技能を習得している者、医療又は介護を受けている者に係るもの等を除く。）、住宅資金、転宅資金、結婚資金
：年3%

※いずれの資金も連帯保証人が必要



【改正後】

- ・修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している子に係るものに限る。）、就学支度資金
：連帯保証人の有無にかかわらず無利子（連帯保証人については、<貸し付け条件の見直し>の項を参照のこと）
- ・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金
：連帯保証人を立てた場合には、無利子
連帯保証人を立てない場合には、年1.5%

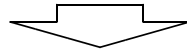
<貸付け条件の見直し>

【現行】

連帯保証人が必要

※修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養

している子に係るものに限る。)及び修学支度資金について、親が貸付けを受ける場合には、連帯保証人とは別に、子が連帯借受人となる。



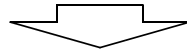
【改正後】

- ・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金
：年1.5%の利子を課す場合は、連帯保証人を不要とする。（＜貸付利率の引下げ＞の項を参照のこと）
- ・修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している子に係るものに限る。）及び修学支度資金
：子が貸付けを受ける場合には、現行どおり、親等を連帯保証人に立てなければならないが、親が貸付けを受ける場合（子が連帯借受人となる）には、連帯保証人は不要とする。

＜その他＞

- 技能習得資金及び修業資金の貸付けを受ける期間について、以下のとおり改正する。

【現 行】 知識技能を習得する期間中3年を超えない範囲



【改正後】 知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲

- 母子福祉資金貸付金の貸付けに関する事務に要する費用に充てることができる償還利子等の収入の割合について、以下のとおり改正する。

【現 行】 3分の2 → **【改正後】** 10分の10

(イ) 母子家庭等日常生活支援事業の充実

就業により家計を支えながら子育てを行わなければならないひとり親家庭の自立を支援する上で重要な事業であることから、事業提供体制を充実するため、家庭生活支援員の養成研修に係る費用や保険料を計上する等により、事務費基準額の引き上げを行ったところである。父子家庭も利用できることの周知を行うほか、未実施の地方自治体におかれては積極的に取り組まれない。